



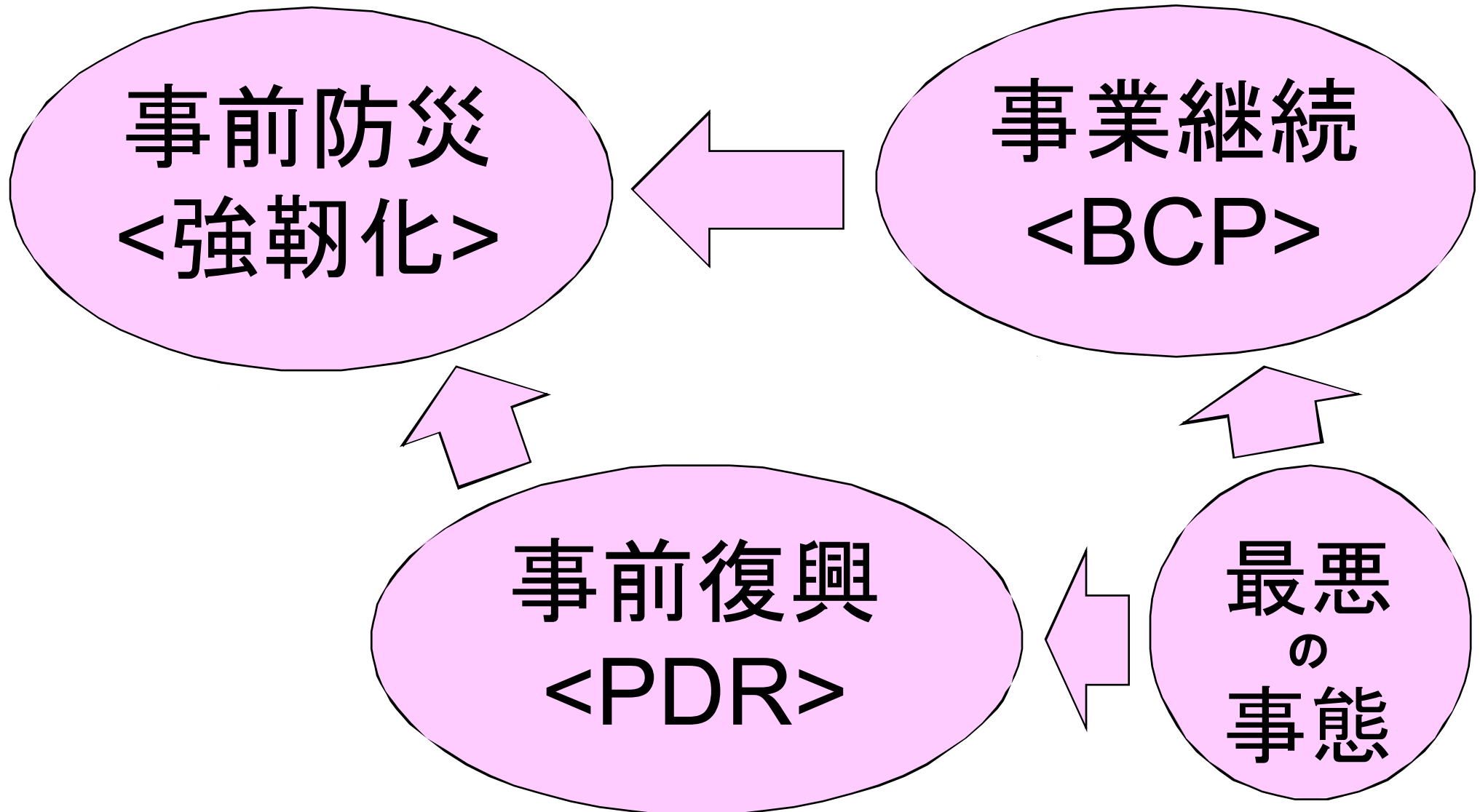
国土強韌化地域計画について

平成28年8月2日(火)

内閣官房国土強韌化推進室

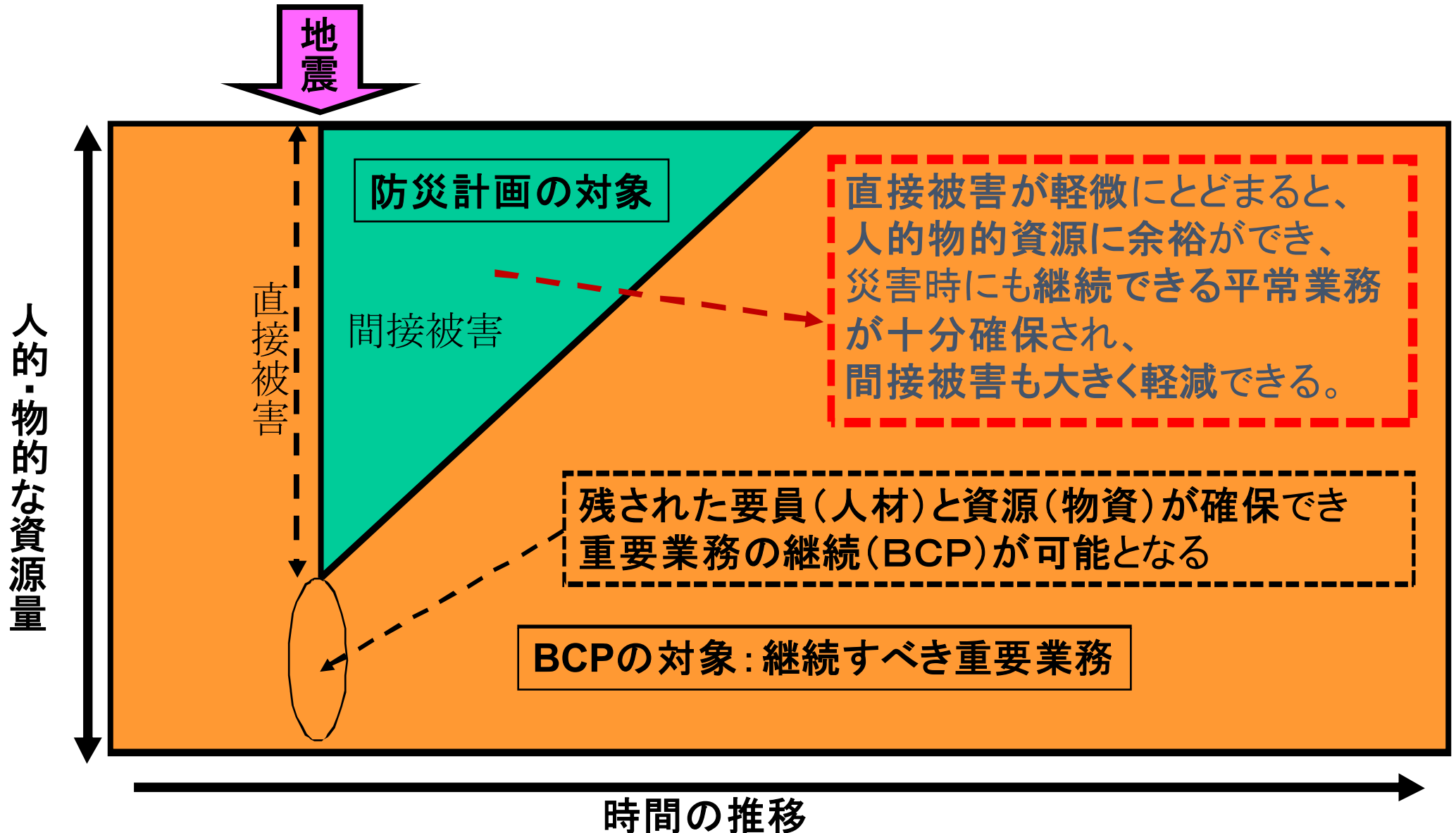
企画官 麻山 健太郎

「想定外」に立ち向かう国土強靱化計画は、過酷事象後に目指す地域像を長期目標に、業務継続可能水準へ被害軽減を短期目標に



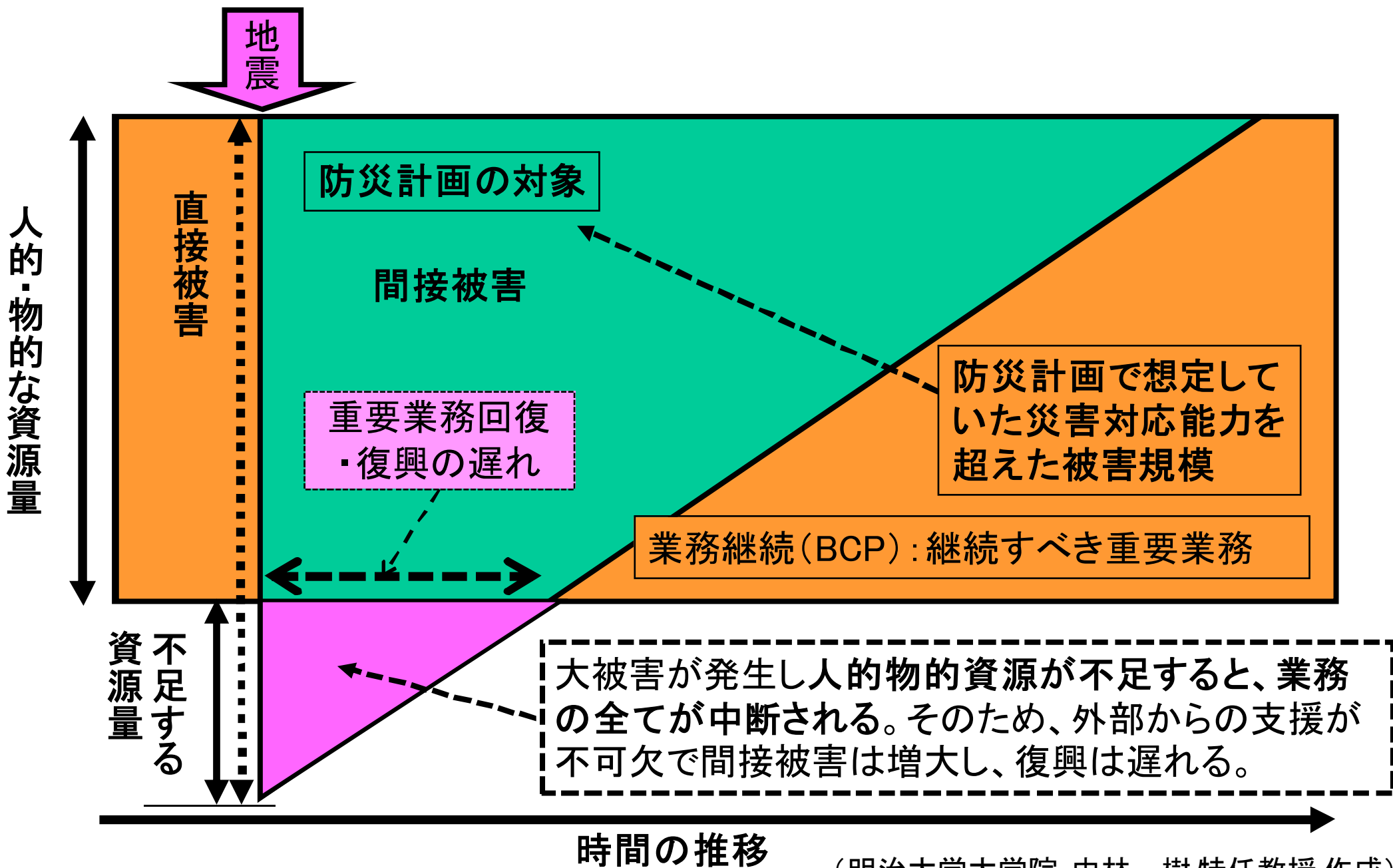
阪神・淡路大震災／新潟県中越地震のケース 国土強靱化

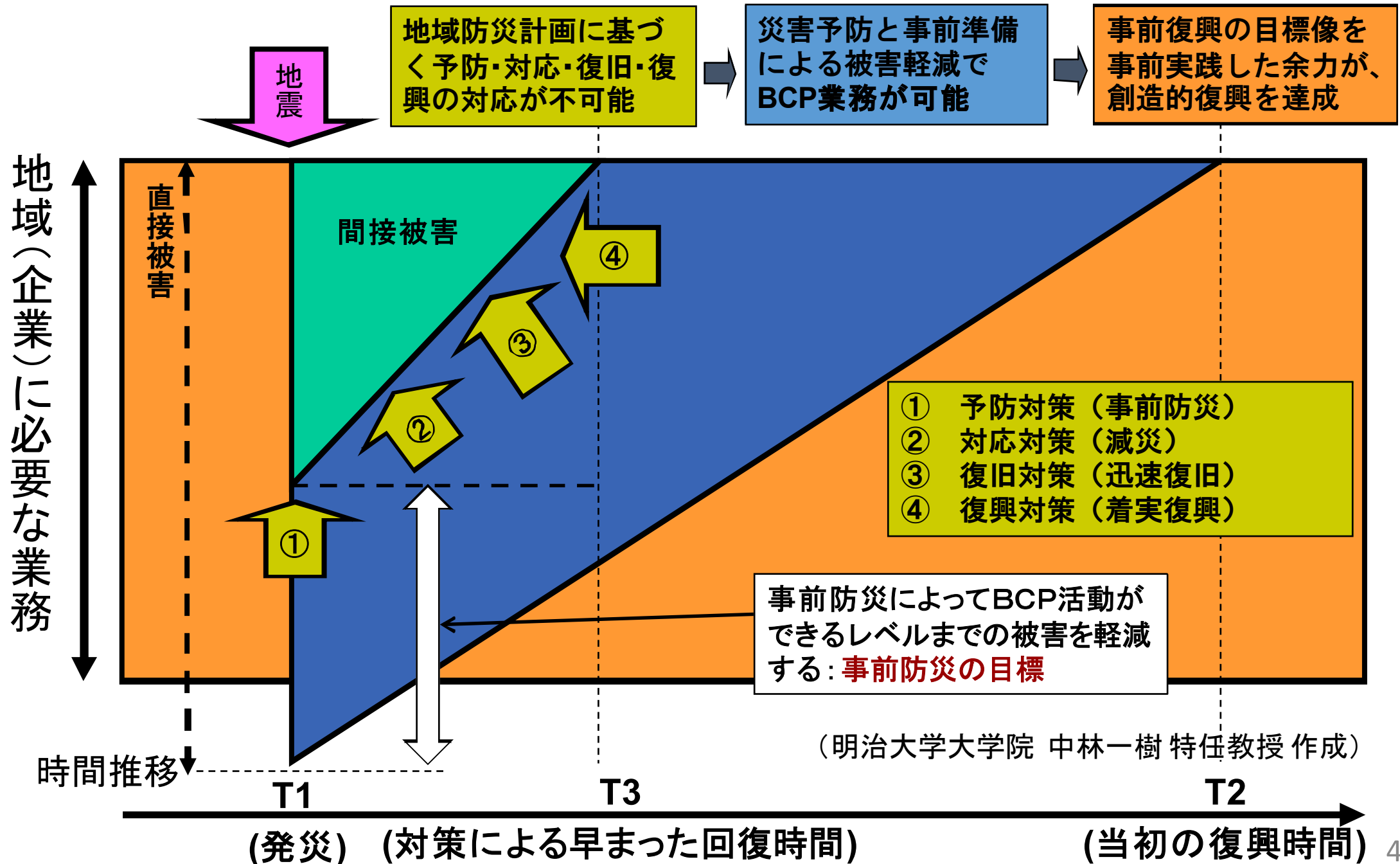
NATIONAL RESILIENCE



(明治大学大学院 中林一樹 特任教授 作成)

東日本大震災での最悪ケース





国土強靱化地域計画とは？

(国土強靱化地域計画)

第十三条 都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。

(強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(抜粋))

国土強靱化の基本目標

いかなる災害等が発生しようとも、

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

を可能とする。



- 地域住民の生命・財産、産業競争力、経済成長力を守る。
- 国・地方公共団体・民間のそれぞれの、状況変化への対応力や生産性・効率性を向上する。
- 経済成長の一翼を担い、国際競争力の向上、国際的な信頼の獲得をもたらす。

「国土強靱化」と「防災」の違い

【国土強靱化】

あらゆる「リスク」を見据える。

※ 災害の規模・態様にかかわらず起きてはならない最悪の事態が出発点



どんな事が起ころうとも最悪の事態に陥る事を避けられる行政機能、地域社会、地域経済を事前につくりあげる。

【防災】

地震や洪水などの「リスク」を特定する。

※ 想定した災害が出発点



特定した「リスク」に対する対応をまとめる。
(リスクごとの計画)

※ 「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」より作成

ネパールでの取組

地震に備えた減災計画、JICA着手予定だった

2015年05月01日 17時40分

ツイート 11 おすすめ 56 8+1 0

国際協力機構（JICA）が6月から、大地震が起きたネパール中部で、マグニチュード（M）8級の地震に備えた減災計画づくりを始める予定だったことがわかった。



JICAは「地震に強い街づくりを進めるための時間がもう少しほしかった」と説明する。

JICAによると、ネパール中部にあるカトマンズ盆地では、約70年間で大地震が発生。1934年のビハール地震（M8・4）では同盆地内の建物の約20%が壊れて9040人が亡くなった。

ビハール地震から約80年が経過、耐震補強も進んでいない状況から、ネパール政府の要請により、JICAが3年計画で4億円かけて支援に乗り出すことにしていた。

JICAは2002年、ビハール地震の被害を基に、同盆地でM8級の地震が起きた場合には1万8000人が亡くなるとする被害想定を行っていた。その後、同盆地の人口が約1・5倍に増えたことから、被害想定を作り直す計画だった。さらに、耐震補強などを進めることで、被害をどの程度減らせるのかといった試算を行う予定だった。

実際に地震が起きたため、JICAは、地震に強い街に復興するための支援に切り替える方針だという。

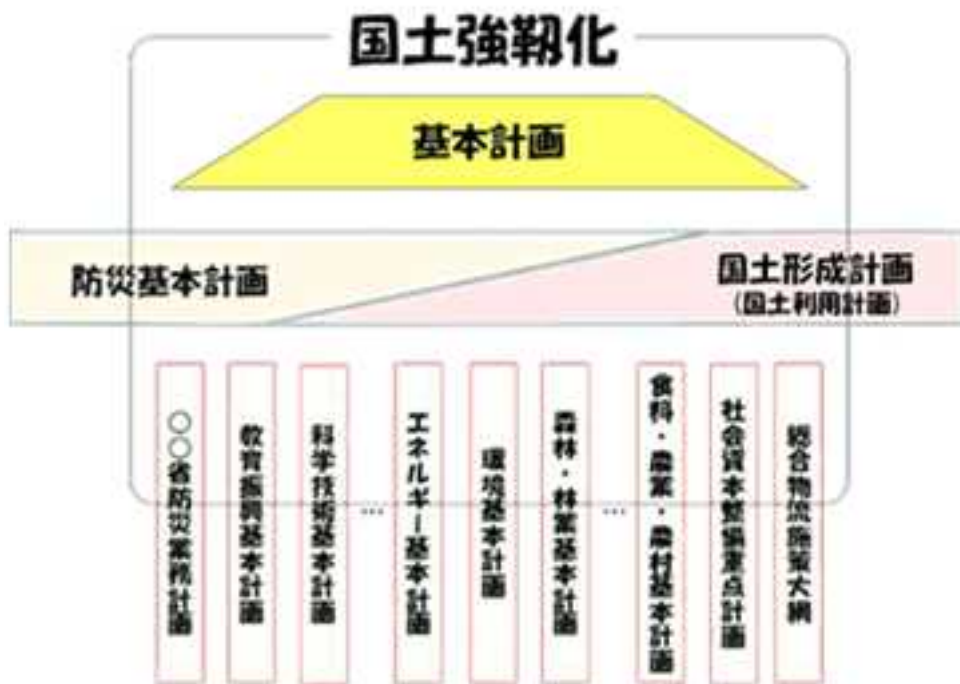
他の計画のとの関係について

国土強靱化地域計画について

○国土強靱化地域計画は、国土強靱化基本法第13条に基づき、都道府県又は市町村が定めることができる計画で、当該都道府県等の区域における国土強靱化に係る当該都道府県等の他の計画等の指針となるもの（アンブレラ計画）

〔参考〕アンブレラ計画のイメージ

【 国 】



【 地方公共団体 】



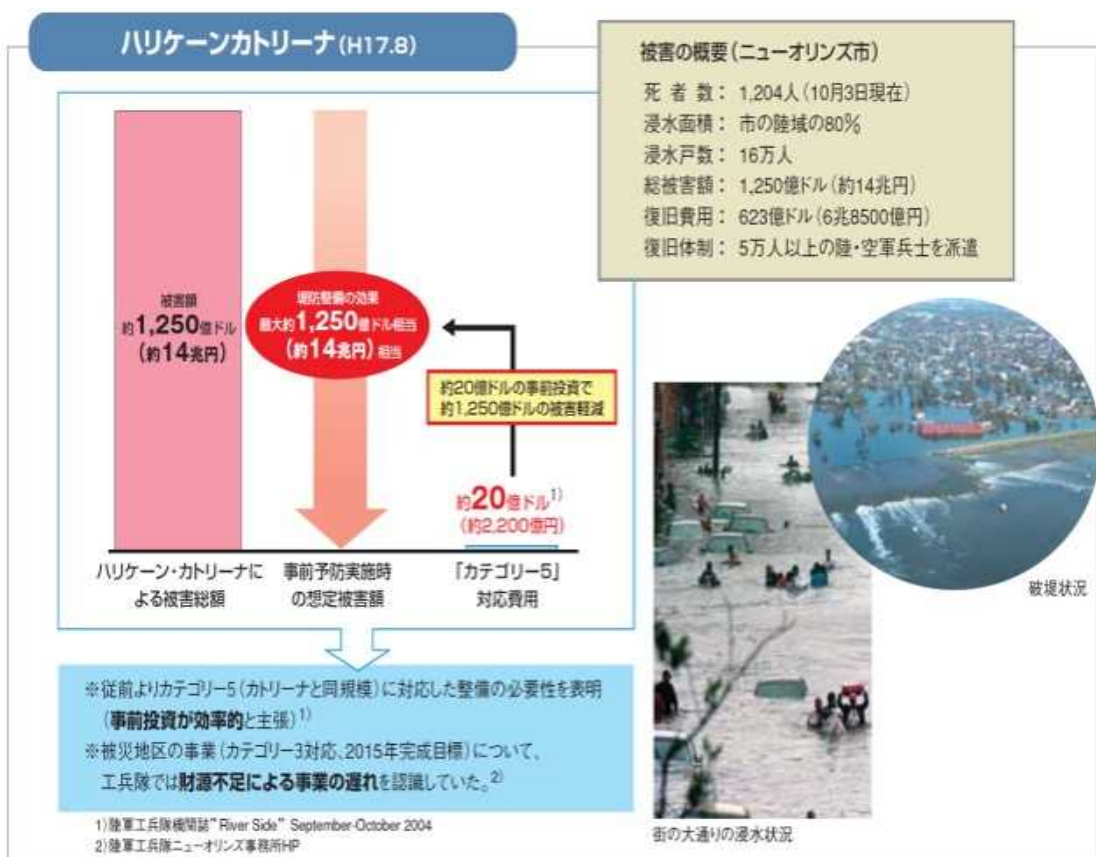
(注) 国土強靱化の指針としての計画等の関係をイメージしたもの。

国土強靱化地域計画を策定する意義

地域計画を策定する主なメリット ①

※「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」より

どのような災害等が起こっても、被害の大きさそれ自体を小さくする事が可能。



※ 同様の降雨による内水又は越水による被害を計上。
また、一部区間でHWLを超える場合があるが、破堤は想定していない。

出典: 国土交通省「河川事業概要2007」

地域計画を策定する主なメリット ②

大規模自然災害等の様々な変化への地域の対応力の増進をもたら
らし、地域の持続的な成長を促進。さらに、地域強靱化計画及びそ
れに基づく取組みを国内外に周知・広報することを通じて、当該地
域が内外から適正に評価。

ミュンヘン再保険会社による 大都市の災害危険度指数



日本の自然災害リスクが格段に高いとする
レポート

→ 我国経済に影響を与えかねない情報

■ Hazard
■ Vulnerability
■ Exposed values

(注) Hazard: 地震、台風等、水害、その他(火山災害、山林火災、豪ばつ等)の発生危険性。
 Vulnerability: 脆弱性、住宅の構造特性、住宅密度、都市の安全対策水準の3指標から構成。
 Exposed values: 経済上の影響規模に関連する指標、各都市の家計、経済水準等に基づく。

メリット2: 地域の持続的成長

「地域活性化と連携した国土強靱化の取組について 連携事例集」より

北海道札幌市 アクサ生命保険(株)「札幌本社の設立」

【概要】

フランスの保険・資産運用グループAXAの日本法人であるアクサ生命保険(株)は、東日本大震災の経験を踏まえ、事業継続体制のさらなる強化を目指して、平成26年11月に札幌本社を設立し、東京本社との2本社体制とした。

札幌本社には、東京本社で業務継続上優先度が高い重要業務を札幌に分散化(平常時50%程度)。社員は東京から70人程度を異動させ、現地採用、外部委託先の要員を含めると総勢500人規模になる。保険金の支払機能をはじめ、新契約、保険料の収納、資金決済、IT、コンプライアンス、総務など本社が備える各機能の一部を移管し、地震などの災害が起きたときに東京の本社機能を代替できるようにする。

【期待される効果】

■ 災害時

- 東京で被災する社員が減少することで、安全確保や事業継続を含めた災害後の混乱を緩和することができる
- 札幌本社において、東京本社の重要業務を分散化し、保険金の支払い等の重要業務の約50%が常に継続できる体制を確立

■ 平時

- 企業誘致により雇用が創出できる
- 地方の人材流出を防止する

■ 経済効果

- 経済へのマイナス効果の軽減
- 官民の「投資」を通じての内需の拡大
- 強靱化施策が経済成長を牽引

[アクサ生命保険(株)札幌本社設立ニュースリリース(抜粋)]

今回の札幌本社設立にあたり、北海道庁・札幌市の皆さまに多大なるご協力をいただきました。今回の発表にあたり、北海道知事 高橋はるみ氏、札幌市長 上田文雄氏からそれぞれコメントをいただいています。

高橋はるみ氏からのコメント、「『アクサ生命保険株式会社』が、自然災害などに対するリスク分散の観点から、本社機能の分散化を決定され、その立地先として札幌市を選んでいただいたことは、誠に喜ばしいことであり、ローラン・ジョシ社長、幸本副社長をはじめ、関係者の方々に深く感謝申し上げますとともに、北海道民を代表し、心より歓迎申し上げます。」



上田文雄氏からのコメント、「全国の数ある都市の中から札幌をお選びいただき、札幌本社の設立をご決定されましたことに、札幌市民を代表して、厚く感謝申し上げますとともに、心から歓迎いたします。札幌市としては、アクサ生命の社員の皆様やご家族が安心して札幌にお越しいただけるよう、できる限りのバックアップをいたします。この札幌の地で、皆様とお会いできることを、楽しみにお待ちしております。」



また、アクサ生命の代表執行役社長兼CEO、ジャン＝ルイ・ローラン・ジョシは、次のようにコメントしています。「私達、生命保険会社の使命は、お客さまを長期にわたりお守りしていくことである。この使命を果たすためには、いかなる状況においてもお客さまにサービスを継続的にご提供できる体制を備えていかなければならない。札幌本社の設立は、さらなるカスタマーセントリシティ(お客さま中心主義)の実現を目指すアクサ生命にとって、重要な一歩となるものである。」

[アクサ生命保険(株)札幌本社が入居した札幌三井JPビルディング]



出典: アクサ生命保険(株) プレスリリース

<http://www2.axa.co.jp/info/news/2013/pdf/131101.pdf>

三井不動産HP(札幌三井JPビルディング写真)

地域計画を策定する主なメリット ③

国土強靱化に係る各種の事業がより効果的かつスムーズに進捗する事が期待。

国土強靱化地域計画に関する国の支援

地方公共団体による国土強靱化地域計画の策定及び当該計画に基づく取組の推進に向けた、政府による支援策の一環としてとりまとめ、公表（平成28年1月14日関係府省庁連絡会議決定）

（参考）関係府省庁連絡会議決定の概要

- 以下に掲げる32の交付金・補助金の交付の判断にあたって、地域計画に基づく取組に一定程度配慮（平成28年度 予算総額 約1兆4,200億円）

【内閣府】 地方創生推進交付金、都市再生安全確保計画策定事業費補助金
【警察庁】 都道府県警察施設整備費補助金（警察施設整備関係）
特定交通安全施設等整備事業に係る補助金
【総務省】 地域公共ネットワーク等強靱化事業費補助金（放送ネットワーク整備支援事業）
無線システム普及支援事業費等補助金（民放ラジオ難聴解消支援事業）
観光・防災Wi-Fiステーション整備事業
無線システム普及支援事業（周波数有効利用促進事業）
消防防災施設整備費補助金、緊急消防援助隊設備整備費補助金
【文科省】 学校施設環境改善交付金
【厚労省】 社会福祉施設等施設整備費補助金、次世代育成支援対策施設整備交付金
地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金、保育所等整備交付金
【農水省】 農村地域防災減災事業、農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）、
強い農業づくり交付金鳥獣被害防止総合対策交付金、治山事業、海岸事業（漁港海岸）
森林・林業再生基盤づくり交付金、森林・山村多面的機能発揮対策交付金、
水産基盤整備事業、強い水産業づくり交付金、農山漁村地域整備交付金
【経産省】 自立防災型高効率給湯器導入支援補助金、石油製品利用促進対策事業費補助金
地域エネルギー供給拠点整備事業費補助金、石油製品流通網維持強化事業費補助金
【国交省】 防災・安全交付金
【環境省】 循環型社会形成推進交付金（浄化槽分）

- 上記のほか、「公共施設等総合管理計画」の策定に係る地方財政措置

一定程度配慮の例(消防庁)

※消防庁ホームページより

平成27年度消防防災施設整備費補助金及び 緊急消防援助隊設備整備費補助金配分方針（抄）

I 消防防災施設整備費補助金関係

1 基本方針

施設補助金分の配分にあたっては、2の(1)から(6)までに掲げる事項のほか、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）の規定に基づく国土強靱化地域計画において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定に基づく地域防災計画、地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）の規定に基づく地震防災緊急事業五箇年計画及び活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号）の規定に基づく避難施設緊急整備計画との関係が整理されており、当該地域防災計画、地震防災緊急事業五箇年計画及び避難施設緊急整備計画（以下「地震防災緊急事業五箇年計画等」という。）に掲げる消防防災施設を整備する場合には、特別に考慮して配分するものとする。

なお、このほか、市町村（一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）の消防力の整備状況、特殊事情及び財政力等も勘案の上、配分するものとする。

一定程度配慮の例(厚生労働省)

平成27年度社会福祉施設等施設整備費の国庫補助に係る協議等について(抄)

標記の国庫補助金に係る協議については、次の事項に留意の上、別紙「社会福祉施設等整備計画協議要綱」により、都道府県、指定都市及び中核市(以下「都道府県市」という。)における施設整備計画協議書を各地方厚生(支)局あて提出されたい。

3 整備方針について

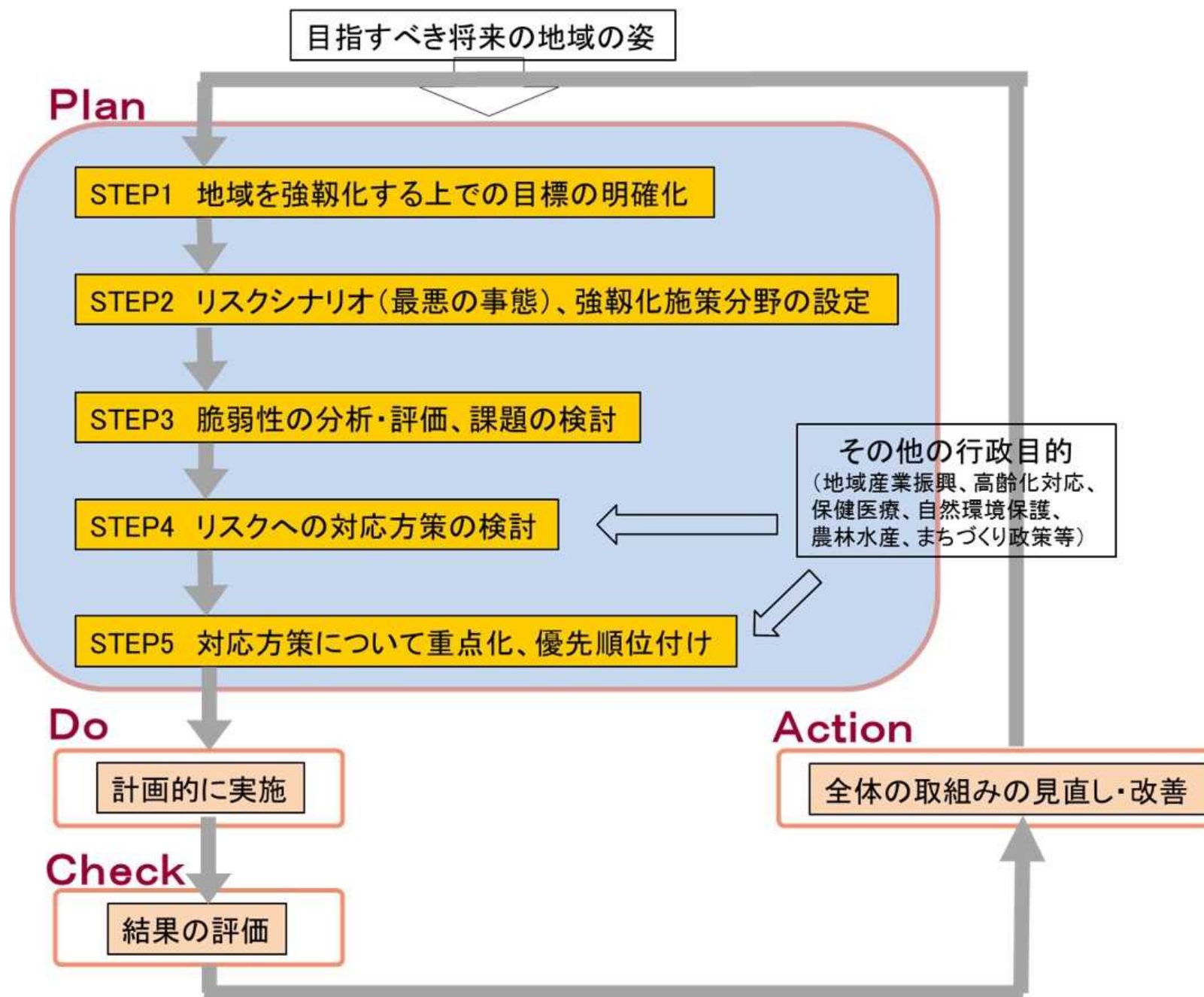
(1) 優先的な整備対象について

次のものを優先的に整備することとするが、近年予算を大幅に上回る協議が認められることから、各都道府県市における補助採択の基準額を提示することとしているので、当該基準額の範囲内において、優先順位を付して協議されたい。

エ 国土強靱化地域計画に位置づけられ整備を行うもの

(平成27年5月7日 社援発第0507第8号 都道府県知事、指定都市市長、中核市市長あて 厚生労働省社会・援護局長通知)

地域計画のつくり方



目標の明確化

「国土強靱化基本計画」の目標

1. 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
2. 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる(それがなされない場合の必要な対応を含む)
3. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する
4. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する
5. 大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない
6. 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
7. 制御不能な二次災害を発生させない
8. 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

「地域計画」の目標

- 1.
- 2.
- 3.
- ⋮
- ⋮

独自設定の例

〔静岡県〕

- ・防災・減災と地域成長を両立させた魅力ある地域づくり

〔長崎県〕

- ・大規模自然災害が発生したとしても、孤立離島の発生の抑制と長期化を回避する

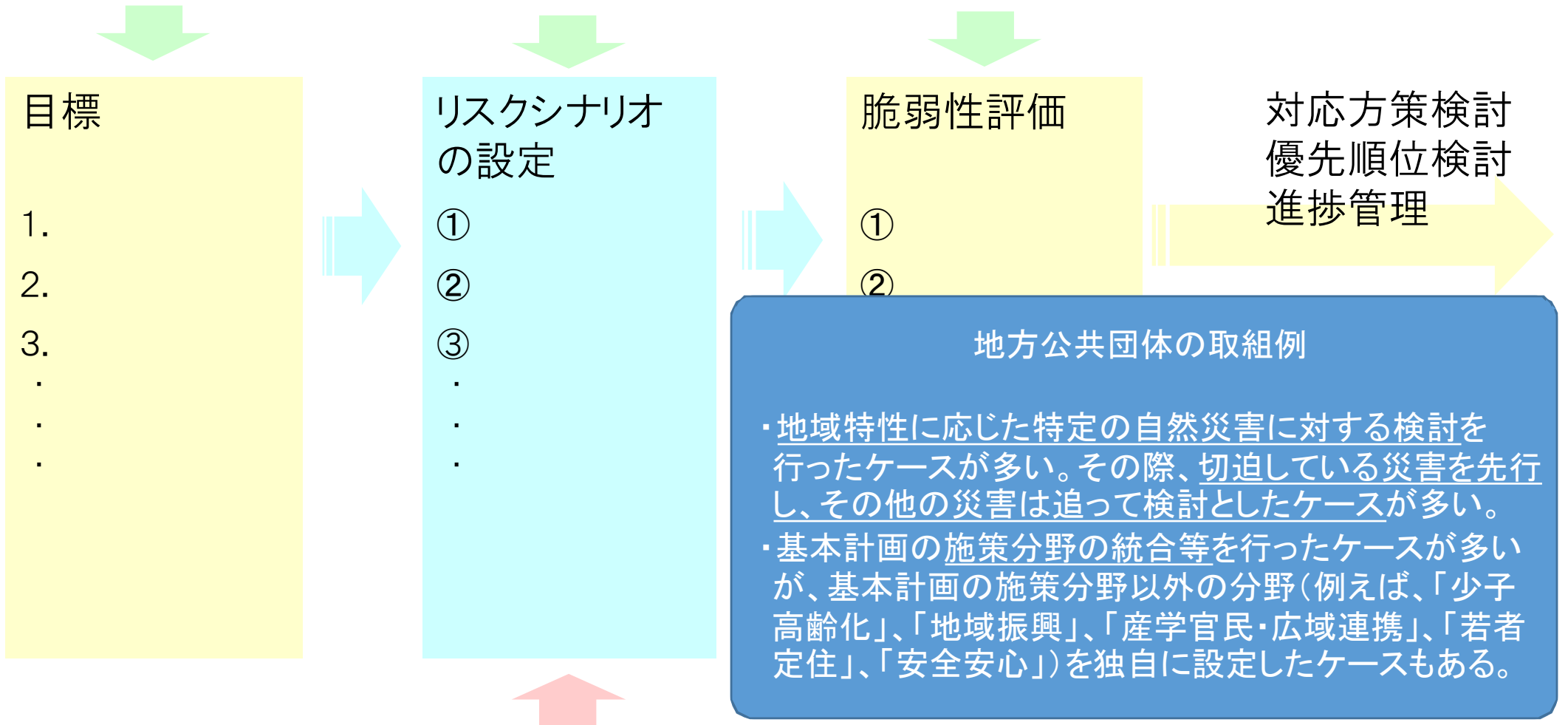
〔長野県松本市〕

- ・観光文化都市の維持

地域特性や他の計画との関連等

リスクシナリオの設定

地域特性や他の計画(行政目的)との関連等



「国土強靱化基本計画」で想定している45の「起きてはならない最悪の事態」等も参考

【特徴4】「国土強靱化基本計画」で想定している 45の「起きてはならない最悪の事態」

事前に備えるべき目標	プログラムにより回避すべき起きてはならない最悪の事態
1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1)大都市での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生
	1-2)不特定多数が集まる施設の倒壊・火災
	1-3)広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生
	1-4)異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
	1-5)大規模な火山噴火・土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態
	1-6)情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる(それがなされない場合の必要な対応を含む)	2-1)被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
	2-2)多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
	2-3)自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
	2-4)救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
	2-5)想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食糧等の供給不足
	2-6)医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
	2-7)被災地における疫病・感染症等の大規模発生
3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1)矯正施設からの被収容者の逃亡、被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化
	3-2)信号機の全面停止等による重大交通事故の多発
	3-3)首都圏での中央官庁機能の機能不全
	3-4)地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1)電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
	4-2)郵便事業の長期停止による種々の重要な郵便物が送達できない事態
	4-3)テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

事前に備えるべき目標	プログラムにより回避すべき起きてはならない最悪の事態
5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない	5-1)サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下
	5-2)社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止
	5-3)コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
	5-4)海上輸送の機能の停止による海外貿易への甚大な影響
	5-5)太平洋ベルト地帯の幹線が分断する等、基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止
	5-6)複数空港の同時被災
	5-7)金融サービス等の機能停止により商取引に甚大な影響が発生する事態
	5-8)食料等の安定供給の停滞
6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1)電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や石油・LPGガスサプライチェーンの機能の停止
	6-2)上水道等の長期間にわたる供給停止
	6-3)汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
	6-4)地域交通ネットワークが分断する事態
	6-5)異常渇水等により用水の供給の途絶
7 制御不能な二次災害を発生させない	7-1)市街地での大規模火災の発生
	7-2)海上・臨海部の広域複合災害の発生
	7-3)沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
	7-4)ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生
	7-5)有害物質の大規模拡散・流出
	7-6)農地・森林等の荒廃による被害の拡大
	7-7)風評被害等による国家経済等への甚大な影響
8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1)大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-2)道路啓開等の復旧・復興を担う人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-3)地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-4)新幹線等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-5)広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

脆弱性評価を踏まえた対応方策の検討等

地域特性や他の計画(行政目的)との関連等



対応方策の検討

- 脆弱性の評価結果に基づき、各リスクシナリオが発生する要因を取り除くために必要な施策を議論。
- 必要に応じ、地域を特定した個別の施策や他と広域計画等との関連がある場合はその旨を記載することも想定。
- 計画策定主体単体で可能な取組とそれ以外の取組を分類し、他の主体と、対話・相談を重ねる事が重要。

地方公共団体の取組例

【優先順位検討】

〔徳島県〕・直面するリスクを踏まえ、「人命の保護」を最優先に、「4つの基本目標に対する効果」、「効率性」、「事態が回避されなかった場合の影響の大きさ」、「緊急度」、「国の基本計画との一体性」等を考慮し、13の重点化すべきプログラムを選定。

〔岐阜県〕・「効果の大きさ」、「緊急度・切迫度」、「施策の進捗状況」、「平時の活用」、「国全体の強靱化に対する貢献」の視点を総合的に勘案し、特に重点化すべき施策項目を設定。

【進捗管理】

・地域強靱化計画とは別に、「強靱化アクションプラン」等を策定するケースや、地域強靱化計画に記載された各プログラムの推進計画を毎年度見直すこととしているケース等がある。

国土強靱化の今後の取組

国土強靱化の今後の展開

基本計画等の推進

1. 基本計画・アクションプランの推進

- 国の他の計画等の見直し、重点化を踏まえた施策の推進
- 毎年度アクションプランを策定・推進し、予算要求に反映（KPIも随時見直し）
- ⇒ これらを踏まえ国土強靱化の取組をスパイラルアップ

2. 次期基本計画に向けた脆弱性評価に関する検討

- 地方公共団体・民間事業者が独自に行っている取組の反映
- 災害の個別事象をリスクとして具体化・地域ごとの災害の起こりやすさや被害の大きさ等を考慮したリスクシナリオの設定
- ⇒ 次期脆弱性評価に向けて、国土強靱化の状況の評価について検討

地域の取組の促進

- 地域計画の策定・実施の支援 ⇒ 政令指定都市等を中心に、地域計画の早期策定を促す
 - ・地域計画策定ガイドライン（第3版）の周知
 - ・地域計画に関する出前講座の実施
 - ・地域計画に基づき実施される取組に対する関係府省庁の支援
- 地域活性化と連携した国土強靱化の取組の都道府県・市町村への周知

民間の取組の促進

- 民間の取組の支援
 - ・国土強靱化貢献団体認証制度の内容の充実・強化及び制度の周知
 - ・民間事業者の先導的取組のとりまとめ・周知（民間の取組事例集の充実）
 - ・民間の取組促進施策のとりまとめ・周知

国内外への広報活動

- 国内外への広報活動の実施
 - ・学習教材「防災まちづくり・くにづくり」の配布・活用
 - ・HP・SNSを活用した積極的な情報発信
 - ・「世界津波の日」に関する普及・啓発



国、地方、民間が一体となって、国土強靱化を強力に推進

ご清聴ありがとうございました

参考資料

平成28年6月2日 経済財政運営と改革の基本方針2016(骨太の方針)

特に、より多くの地方公共団体で地域計画の策定・実施が図られるよう、関係府省庁の交付金等による支援の内容や適用状況等に関するフォローアップ・見える化を行うなど、支援策の活用の促進を図る。また、更なる民間の取組促進を図るため、事業継続に取り組む企業等の認証等を行う。

地域計画策定の状況(都道府県)

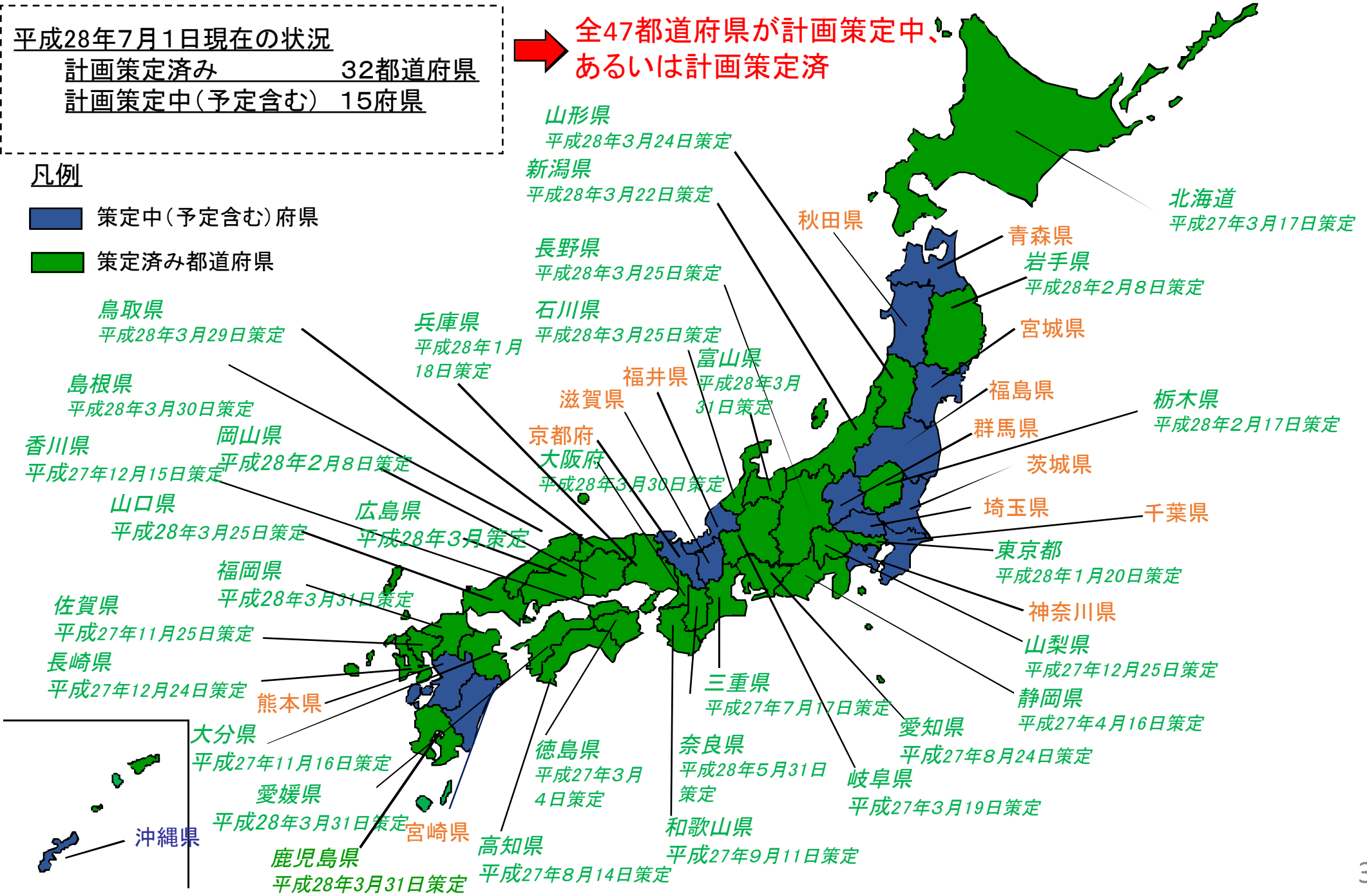
平成28年7月1日現在の状況

計画策定済み 32都道府県
 計画策定中(予定含む) 15府県

全47都道府県が計画策定中、
 あるいは計画策定済

凡例

- 策定中(予定含む)府県
- 策定済み都道府県



地域計画策定の状況(市区町村)

(平成28年7月1日現在)

都道府県	市区町村	都道府県	市区町村
北海道	<u>札幌市</u> (平成28年1月28日策定)、 <u>釧路市</u>	滋賀県	<u>東近江市</u> (平成28年3月28日策定)
青森県	<u>むつ市</u> (平成27年10月30日策定)	京都府	<u>京都市</u>
岩手県		大阪府	<u>大阪市</u> (平成28年6月30日策定)、 <u>堺市</u>
宮城県		兵庫県	<u>神戸市</u> 、 <u>芦屋市</u>
秋田県		奈良県	
山形県		和歌山県	<u>和歌山市</u> (平成28年2月3日策定)、 <u>広川町</u> (平成27年7月9日策定)、 <u>那智勝浦町</u> (平成28年3月31日策定)、 <u>北山村</u> (平成28年5月31日策定)、 <u>御坊市</u> 、 <u>田辺市</u> 、 <u>上富田町</u> 、 <u>串本町</u> 、 <u>古座川町</u> 、 <u>太地町</u>
福島県		鳥取県	
茨城県		島根県	<u>松江市</u>
栃木県		岡山県	<u>岡山市</u> 、 <u>倉敷市</u>
群馬県		広島県	
埼玉県		山口県	
千葉県	<u>旭市</u> (平成27年3月23日策定)	徳島県	<u>海陽町</u>
東京都	<u>荒川区</u> (平成27年8月31日策定)	香川県	
神奈川県	<u>川崎市</u> (平成28年3月23日策定)	愛媛県	
新潟県	<u>新潟市</u> (平成27年3月26日策定)	高知県	<u>高知市</u> (平成27年7月1日策定)
富山県	<u>富山市</u>	福岡県	
石川県	<u>小松市</u>	佐賀県	
福井県	<u>福井市</u>	長崎県	
山梨県	<u>山梨市</u> 、 <u>大月市</u> 、 <u>富士河口湖町</u> 、 <u>富士川町</u>	熊本県	
長野県	<u>松本市</u> (平成27年5月11日策定)、 <u>東御市</u> (平成28年3月30日策定)、 <u>千曲市</u>	大分県	<u>大分市</u>
岐阜県	<u>海津市</u>	宮崎県	
静岡県	<u>焼津市</u> 、 <u>掛川市</u> (平成28年2月1日策定)、 <u>小山町</u> (平成28年5月10日策定)	鹿児島県	凡例 青字:策定中(予定含む)市町村、緑字:策定済み市区町 注 下線部の市は政令指定都市
愛知県	<u>名古屋市</u> (平成27年10月29日策定)、 <u>田原市</u> (平成28年4月20日策定)、 <u>豊橋市</u> 、 <u>豊川市</u>	沖縄県	
三重県	<u>南伊勢町</u> (平成27年10月28日策定)		

計画策定済み 20市区町
計画策定中(予定含む) 28市町村

参考資料

国土強靱化推進に関するこれまでの動き

- (平成24年)
12月26日 国土強靱化担当大臣の設置(第2次安倍内閣組閣)
- (平成25年)
1月25日 内閣官房に「国土強靱化推進室」を設置
- 3月 5日 国土強靱化に関する有識者会議「ナショナル・レジリエンス(防災・減災)懇談会」初会合
(座長：藤井聡内閣官房参与)
- 3月19日 「国土強靱化の推進に関する関係府省庁連絡会議」
(議長：国土強靱化担当大臣)初会合
- 5月20日 与党が「防災・減災等に資する国土強靱化基本法案」を国会に提出。
- 12月 4日 「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」が成立
- 12月11日 「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」が公布・施行
- 12月17日 第1回「国土強靱化推進本部」
「国土強靱化政策大綱」「脆弱性の評価の指針」を決定

- (平成26年)
4月25日 第2回「国土強靱化推進本部」
「大規模自然災害等に対する脆弱性の評価の結果」をとりまとめ
- 6月 3日 第3回「国土強靱化推進本部」
「国土強靱化基本計画(案)」「国土強靱化アクションプラン2014」を決定
- 6月 3日 「国土強靱化基本計画」を閣議決定
- (平成27年)
6月16日 第4回「国土強靱化推進本部」
「国土強靱化アクションプラン2015」を決定
- (平成28年)
5月24日 第5回「国土強靱化推進本部」
「国土強靱化アクションプラン2016」を決定

★「経済財政運営と改革の基本方針2016」(骨太の方針) (平成28年6月2日閣議決定)
第2章 成長戦略の加速等

(5) 防災・国土強靱化、成長力を強化する公的投資への重点化

② 国土強靱化

「国土強靱化基本計画」及び「国土強靱化アクションプラン2016」に基づき、PDCAサイクルを確実に機能させながら国土強靱化の取組を着実に推進する。

特に、より多くの地方公共団体で地域計画の策定・実施が図られるよう、関係府省庁の交付金等による支援の内容や適用状況等に関するフォローアップ・見える化を行うなど、支援策の活用を促進を図る。また、更なる民間の取組促進を図るため、事業継続に取り組む企業等の認証等を行う。

国民の安全・安心を確保するとともに、海外展開の可能性も踏まえた新たな成長産業の育成に向け、スーパーコンピューター等の活用による被害状況の推測手法や、センサー・ロボット・小型無人機(ドローン)による被災状況調査等の国土強靱化に資する技術開発・実証及び導入・普及を積極的に進める。

(参考)強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法の概要(平成26年6月3日閣議決定)

□目的、基本理念

大規模自然災害等に備えるには、事前防災・減災と迅速な復旧・復興に資する施策の総合的、計画的な実施が重要であり、国際競争力向上に資する

□基本方針

- 1 大規模自然災害等に際して人命の保護が最大限図られる
- 2 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
- 3 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- 4 迅速な復旧復興

※この他、ハード・ソフト連携した推進体制の整備、施策の重点化 等

□施策の策定及び実施の方針

- ・ 既存の社会資本の有効活用、民間資金の積極的な活用、自然との共生・環境との調和 等

□基本計画・脆弱性評価

- ・ 国土強靱化に係る指針として基本計画を定め、国土強靱化に関しては、国の他の計画は本計画を基本とする(=アンブレラ計画)
(具体的な事業は記載せず、基本計画を指針として他の計画で位置づけ)
- ・ 計画の策定に先立ち、脆弱性に関する評価を実施し、その結果の検証を行うとともに、地方公共団体等の意見も聴取

□国土強靱化推進本部

- ・ 全閣僚により構成 本部長:総理大臣 副本部長:官房長官、国土強靱化担当大臣、国土交通大臣
- ・ 脆弱性評価指針の決定、国土強靱化基本計画の案の作成(→計画は閣議決定)

□地方公共団体

- ・ 国土強靱化地域計画の策定

国土強靱化基本計画について

- 国土強靱化基本法第10条に基づく計画で、国土強靱化に係る国の他の計画等の指針となるもの(アンブレラ計画)
- 脆弱性評価結果を踏まえた、施策分野ごと及びプログラムごとの推進方針を定める

●国土強靱化の基本的考え方(第1章)

[理念]

○国土強靱化の基本目標

- ①人命の保護
- ②国家・社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
- ③国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④迅速な復旧復興

- 災害時でも機能不全に陥らない経済社会システムを平時から確保し、国の経済成長の一翼を担う

[基本的な方針等]

- 依然として進展する東京一極集中からの脱却、「自律・分散・協調」型の国土の形成
- 施策の重点化、ハード対策とソフト対策の適切な組み合わせ
- 既存社会資本の有効活用等による費用の縮減
- PPP/PFIによる民間資金の積極的な活用
- PDCAサイクルの繰り返しによるマネジメント 等

[特に配慮すべき事項]

- オリンピック・パラリンピックに向けた対策 等

●脆弱性評価(第2章) 略

●国土強靱化の推進方針(第3章) ～施策分野ごとの推進方針～

個別施策分野

【行政機能/警察・消防等分野】

・政府全体の業務継続計画を踏まえた対策の推進 等

【住宅・都市分野】

・密集市街地の火災対策、住宅・学校等の耐震化、建築物の長周期地震動対策 等

【保健医療・福祉分野】

・資機材、人材を含む医療資源の適切な配分を通じた広域的な連携体制の構築 等

【エネルギー分野】

・エネルギー供給設備の災害対応力、地域間の相互融通能力の強化 等

【金融分野】

・金融システムのバックアップ機能の確保、金融機関横断的な合同訓練の実施 等

【情報通信分野】

・情報通信システムの長期電力供給停止等に対する対策の早期実施 等

【産業構造分野】

・企業連携型BCP/BCMの構築促進 等

【交通・物流分野】

・交通・物流施設の耐災害性の向上 等

【農林水産分野】

・農林水産業に係る生産基盤等のハード対策や流通・加工段階のBCP/BCM構築等ソフト対策の実施 等

【国土保全分野】

・防災施設の整備等のハード対策と警戒避難体制の整備等のソフト対策を組み合わせた総合的な対策 等

【環境分野】

・災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を可能とする廃棄物処理システムの構築 等

【土地利用(国土利用)分野】

・多重性・代替性を高めるための日本海側と太平洋側の連携 等

●国土強靱化の推進方針(第3章)(続き)

横断的分野

【リスクコミュニケーション分野】

・国や自治体、国民や事業者等の自発的取組促進のための双方向コミュニケーション、教育、訓練 等

【老朽化対策分野】

・長寿命化計画に基づく、メンテナンスサイクルの構築 等

【研究開発分野】

・自然災害・老朽化対策に資する優れた技術の研究開発、普及、活用促進 等

●計画の推進と不断の見直し(第4章)

- 今後、国土強靱化に係る国の他の計画について必要な見直しを行いながら計画を推進
- 概ね5年ごとに計画内容の見直し、それ以前においても必要に応じて所要の変更
- 起きてはならない最悪の事態を回避するプログラムの推進計画(※)を毎年度の国土強靱化アクションプランとして推進本部が策定。これにより施策やプログラムの進捗管理及び重要業績指標等による定量的評価を実施。
(※) プログラムごとの推進方針(略)に重要業績指標(KPI)を加えて作成
- 重点化すべき15プログラムを重点的に推進

(参考)国土強靱化推進本部

所掌事務

- 1 国土強靱化基本計画の案の作成及び実施の推進に関すること。
- 2 関係行政機関が国土強靱化基本計画に基づいて実施する施策の総合調整に関すること。
- 3 1及び2のほか、国土強靱化に関する施策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整に関すること。

構成員

- | | |
|------|-------------------------------|
| 本部長 | 内閣総理大臣 |
| 副本部長 | 内閣官房長官
国土強靱化担当大臣
国土交通大臣 |
| 本部員 | 本部長及び副本部長以外のすべての
国務大臣 |

開催実績

- ①H25.12.17
 - 「国土強靱化政策大綱」の決定
 - 「脆弱性の評価の指針」の決定
- ②H26.4.25
 - 大規模自然災害等に対する脆弱性評価結果
 - 地方公共団体及び民間団体からの意見聴取結果
- ③H26.6.3
 - 「国土強靱化基本計画(案)」の決定 閣議決定
 - 「国土強靱化アクションプラン2014」の決定
- ④H27.6.16
 - 「国土強靱化アクションプラン2015」の決定
 - 国土強靱化基本計画の他の国の計画等への反映状況の報告
- ⑤H28.5.24
 - 「国土強靱化アクションプラン2016」の決定
 - 民間の取組の促進について報告
 - 国土強靱化基本計画の他の国の計画等への反映状況の報告
 - 国土強靱化推進本部の後援等名義の使用について決定



(参考)ナショナル・レジリエンス(防災・減災)懇談会

趣旨

国民の生命と財産を守り抜くため、事前防災・減災の考え方に基づき、強くてしなやかな国をつくるためのレジリエンス(強靱化)に関する総合的な施策の推進の在り方について意見を聴くことを目的として、ナショナル・レジリエンス(防災・減災)懇談会(以下「懇談会」という。)を開催する。

構成

- 懇談会は、下記に掲げる者により構成し、国土強靱化担当大臣の下に開催する。
- 国土強靱化担当大臣は、構成員の中から、懇談会の座長を依頼する。
- 懇談会は、必要に応じ、関係者の出席を求められることができる。

開催実績

- 平成25年3月5日の設置以降、27回開催
(平成28年8月25日現在)

構成員

- (レジリエンス研究)
 - 藤井 聡 内閣官房参与、京都大学大学院工学研究科教授
- (高齢社会対応)
 - 秋山 弘子 東京大学高齢社会総合研究機構特任教授
- (農林水産業)
 - 浅野 耕太 京都大学大学院人間・環境学研究科教授
- (地域社会・コミュニティ)
 - 奥野 信宏 中京大学総合政策学部教授
- (地方行政)
 - 尾崎 正直 高知県知事
- (エネルギー)
 - 柏木 孝夫 東京工業大学特命教授
- (広報戦略)
 - 金谷 年展 東京工業大学ソリューション研究機構特任教授
- (リスクコミュニケーション)
 - 小林 誠 立命館大学経営学部客員教授
- (産業構造)
 - 佐々木真一 トヨタ自動車(株)相談役・技監
- (環境)
 - 中静 透 東北大学大学院生命科学研究科教授
- (防災)
 - 中林 一樹 明治大学危機管理研究センター特任教授
- (財政・金融)
 - 松原隆一郎 東京大学大学院総合文化研究科教授
- (国土)
 - 森地 茂 政策研究大学院大学特別教授
- (情報)
 - 山下 徹 (株)NTTデータ相談役

(参考)「国土強靱化アクションプラン2016」のポイント

国土強靱化基本計画策定以降の2年間を経て、基本計画に基づく取組は概ね順調に進捗。

＜平成27年度の主な実績＞

- ・国土強靱化地域計画の策定に全都道府県が着手(平成28年4月22日現在、31都道府県が策定済み)
- ・全国瞬時警報システム(J-ALERT)自動起動装置整備完了 ・デジタルサイネージの国内標準仕様の策定
- ・製油所における非常用発電機、非常用情報通信システム、ドラム缶石油充填出荷設備の導入完了
- ・災害派遣医療チーム(DMAT)の基幹災害拠点病院・地域災害拠点病院への配備完了
- ・公立小中学校、国立大学法人等の耐震化概ね完了

等

⇒各プログラムの取組の着実な推進に加え、発生した災害への対応と国土強靱化の裾野を広げる取組を強化

近年発生した災害への対応

○平成28年熊本地震を踏まえた対応

- ・今回の地震を契機として、事前防災・減災等に資する国土強靱化の取組について議論を深め、重点的に推進。

○平成27年9月の関東・東北豪雨を踏まえた水害対策の強化

- ・大規模水害のおそれのある市町村で、河川管理者、都道府県、市町村等からなる協議会を設置、減災目標を共有
- ・「住民目線のソフト対策」「洪水を安全に流すハード対策」「危機管理型ハード対策」の一体的・計画的推進

○御嶽山の噴火や平成27年5月の口永良部島の噴火を踏まえた火山対策の強化

- ・「観測・予測・対策」の一体的な研究開発、研究者の育成・確保を含む火山研究体制の強化

民間の主体的取組と強靱な地域づくりの推進

○多様なニーズ、イノベーションの創出により持続的な経済成長にも資する民間の取組を促進

- ・事業継続に積極的に取組んでいる企業等を認証する仕組みの創設・運用
- ・国土強靱化に資する民間の取組を促進する施策集をとりまとめ

○地域の豊かさを維持・向上させて地方創生にもつなげる強靱な地域づくりを推進。

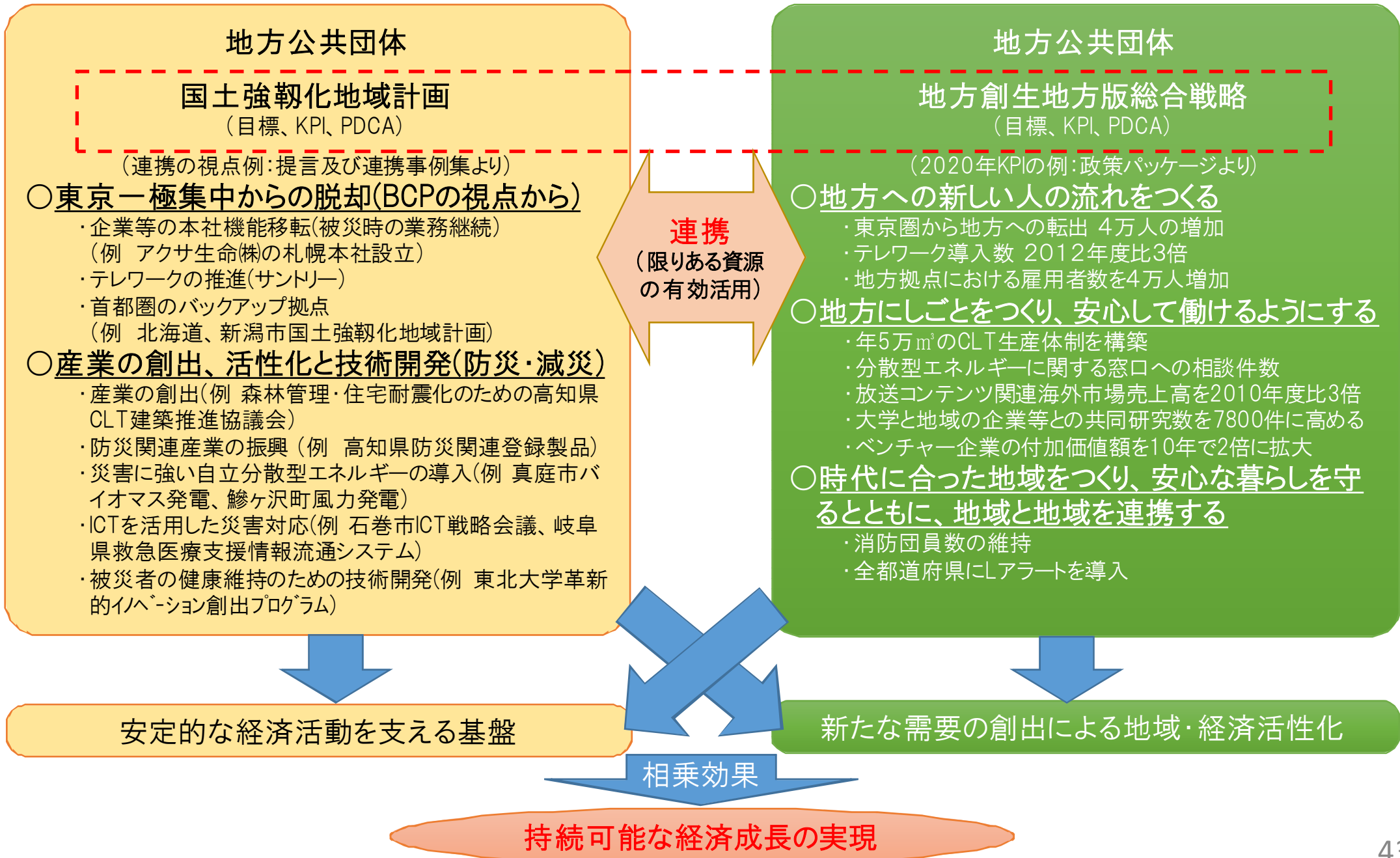
- ・地域計画に基づく取組に対する関係府省庁の支援について、内容や適用状況をフォローアップ・見える化、周知

強靱な社会に向けた啓発の推進

○一人ひとりが国土強靱化の重要性への理解と関心を深め、主体的に行動できるよう、国内外への啓発活動を推進。

- ・学習教材「防災まちづくり・くにづくり」を学校等で活用
- ・多様なコミュニティが共創する活動の場の創設
- ・11月5日の「世界津波の日」に関する広報、普及啓発を関係府省庁の連携のもと重点的に実施

(参考)地域活性化と連携した国土強靱化の取組



(参考)国土強靱化地域計画と地方創生の地方版総合戦略 について

平成27年7月7日付 各都道府県国土強靱化担当部、地方創生担当部あて
内閣官房国土強靱化推進室、まち・ひと・しごと創生本部事務局 事務連絡

国土強靱化及び地方創生の取組は、施策の効果が平時・有事のいずれを主な対象としているのかの点で相違はあるものの、双方とも、同じく地域の豊かさを維持・向上させるという目的を有するものです。

強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）第13条において、都道府県又は市町村（東京都特別区を含む。以下同じ。）は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における施策の推進に関する基本的な計画（以下「地域計画」という。）を定めることができるとされています。

これに関連し、「経済財政運営と改革の基本方針2015」（平成27年6月30日閣議決定）において、「地域計画の策定・推進の支援、民間の取組の効果的な促進を行うほか、国土強靱化と地域活性化の取組との調和、連携により政策効果を最大限発揮させる。」「社会資本の分野については、国土強靱化などの分野について、重点化した取組を進める。」とされ、まち・ひと・しごと総合戦略（平成26年12月27日閣議決定）においては、「国土強靱化等、安全・安心に関する取組を地方創生の取組と調和して進めていく。」ことが示されています。また、まち・ひと・しごと創生基本方針2015（平成27年6月30日閣議決定）においても、同旨のことが示されたところです。

このことから、両者の相乗効果を高めるためには、地方創生の地方版総合戦略と国土強靱化地域計画が、調和しながら策定されることが効果的です。

上記の旨を御理解頂くとともに、おって、貴都道府県内の市町村に対してもこの旨周知願います。